

福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和五十一年福岡県規則第五十六号）新旧対照表

改正後		現行	
別表第3（第3条関係）		別表第3（第3条関係）	
施設	措置児童等に係る算定額	施設	措置児童等に係る算定額
児童養護施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親	<p>（次の算式によつて得られる額）</p> <p>措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、<u>社会的養護従事者処遇改善加算費、国家公務員給与改定対応部分減額費</u>、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費の単価を除く。以下同じ。）＋事業費の各費目（里親手当を除く。以下同じ。）のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、〔（措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設（通所部を含む。）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親</p> <p>（次の算式によつて得られる額）</p> <p>措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費の単価を除く。以下同じ。）＋事業費の各費目（里親手当を除く。以下同じ。）のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、〔（措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>	
（略）	（略）	（略）	（略）